

	・あんま、マッサージ、はり、きゅうの施術を受けけたとき	医療費の 7 割または 8 割を組合が負担	施術を受けた接骨院などにマイナ保険証または資格確認書を提示
	・子供が生まれたとき	出産育児一時金 53 万円 育児誌・出産記念品	医療機関との合意文書、出産費用明細書等
	・被保険者がなくなったとき	葬祭費 10 万円または 7 万円	死亡診断書、会葬礼状等
	・組合員が病気や怪我などで入院したとき	傷害手当金 1 日 4,000 円 最大 45 日(リセット期間 5 年)	傷害手当金支給申請書に医師及び事業主の証明 ※国保組合からのお知らせ後に申請する場合は、不要
	・組合員が子供を産んだとき	出産手当金 最高 32 万円	出産手当金支給申請書に事業主の証明
保険料が還付されます	・被保険者が出産する(した)とき	産前産後期間相当分の保険料還付	産前産後の保険料軽減措置届出書、出産予定日を確認することができる書類、単胎妊娠又は多胎妊娠を確認することができる書類

こんなとき届け出て下さい

届け出(新規加入を除く)は、マイナ保険証または資格確認書を持参し 14 日以内に組合窓口まで

	届け出するもの	添付するもの	主な注意点
加入するとき	新規加入申込書(本人)	続柄の記載のある世帯全員の住民票、前加入保険者の資格喪失証明書、マイナンバー確認書類等	新規加入の場合、その世帯内に当国保組合に加入しない者がいるときは、住民票にその理由を書いてください。 <例>(長男)一郎は〇〇健康保険に加入している等。
	被保険者資格取得届(家族)		
	※社保適用事業所の組合員は「健康保険被保険者適用除外承認証」の写し		
組合員が 75 歳になり資格を	組合員資格継続申請書		医療機関等を受診する際は、後期高齢者医療制度の対象となります。健康診断・予防接種補助などの保健事業は受けることができます。